

報 酬 等 支 給 基 準

彩幸会規程第14号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩幸会の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員に対して支給する報酬等について定める。

(業務の種類)

第2条 報酬等を伴う業務は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 評議員選任・解任委員会
- (4) 監事による定期的又は臨時監査
- (5) 行政機関による監査等の立会
- (6) 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- (7) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬額)

第3条 報酬額は、1日を単位として5,000円(税込み)をその都度支給するものとし、前条に規定する業務が重複して執り行われる場合であっても1日として取り扱う。

(交通費)

第4条 旅行を伴う業務については、交通費を支給する。

2 前項の交通費の計算は、公共交通機関を利用する場合は、その実費とし、自家用車を利用する場合は、法人の指定する経路で走行距離1キロメートルにつき30円の金額(1円単位切り上げ)とする。また、有料道路及び駐車料金等の付属的な料金はその実費を支給する。

3 ただし、片道2キロメートル未満の場合は、支給しない。

(支給方法)

第5条 報酬及び交通費は、上記第2条に定める業務終了後3日以内に現金で支給する。

(適用除外)

第6条 施設職員であって法人の役員及び評議員選任・解任委員を兼務する者及び社会福祉法人彩幸会役員報酬規程(彩幸会規程第5号)で定める常勤役員については、この規程は適用しない。

(補 則)

第7条 この規程に定めのない事項については、評議員会において決定する。

附 則

この規程は、平成24年5月24日から施行する。

2. 平成25年7月17日より本改訂版を施行する。

3. 平成29年4月1日より本改訂版を施行する。

4. 平成31年4月1日より本改訂版を施行する。